



■所得制限による支給停止を解除します
 20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金、老齢福祉年金、特別障害給付金の受給権者などで、所得があるために年金の一部または全部が支給停止されている人のうち、今回の災害で被災された人は、住宅、家財またはその他の財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、本人からの申請に基づき、4月から7月まで支給停止を解除し、8月から平成29年7月まで年金または給付金を支給します。

■国民年金保険料の免除申請を受け付けています
 熊本地震で被災し、住宅、家財、その他の財産について、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた人は、本人からの申請に基づき、国民年金保険料の全額または一部が免除になります。免除となる対象者の範囲や申請手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

■指定の郵便局以外でも年金の受け取りができます
 指定の郵便局が営業していない場合や、「国民年金・厚生年金送金通知書」を持参できない場合でも、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口で本人確認を行った上で、年金を受け取れます。お近くの郵便局へ個別にご相談ください。

■預金通帳やキャッシュカードなどを紛失した人はご相談ください
 震災により、年金の受け取りに使っている銀行の預金通帳、印かん、キャッシュカードなどを紛失した人は、年金支払いの指定口座をお持ちの金融機関に、現金引き出しの方法をご相談ください。できるだけ、運転免許証など本人確認ができるものを金融機関窓口にご持参ください。

■国民年金保険料の口座振替を停止することができます
 保険料の口座振替を利用している人で、被災により今後の保険料納付が困難な人は、口座振替の停止をすることができます。被災者専用ダイヤルまたはお近くの年金事務所までご連絡いただくか直接、振替先の金融機関に停止の連絡をお願いします。



災害から身を守るために

災害対策の準備はできていますか。災害はいつやってくるかわかりません。被害を最小限にとどめるために、平常時は災害に備え、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが大切です。

問い合わせ先 防災交通課 ☎0968(25)7203

◆土砂災害にご注意ください
 4月に発生した熊本地震により地盤が緩くなっている恐れがあります。少ない雨でも崖や石垣が崩れる恐れがあります。崖や石垣、壊れかかった建物には近づかないようにしてください。

◆事前に避難場所を確認
 市の指定避難所以外にも、日頃から安全な場所（地元の公民館や親戚宅など）を確認しておきましょう。
 自主避難の場合は、食べ物や飲み物、寝具などは各自でお持ちください。

◆早めに避難しましょう
 崖や石垣の近くにお住まいの人や避難路に危険箇所がある人は、雨が強くなる前に余裕を持って避難しましょう。また、日頃から家族やご近所などでいざというときにどこに避難するかなどのルールを決めておきましょう。
 避難指示や避難勧告が発令された場合は、特に災害の危険性が高まった状態です。崖や石垣、河川の近くにお住まいの人は避難所や安全な場所に早めに避難してください。

危険度	気象情報	避難の体制	市民に求める行動
高い	大雨特別警報 (記録的短時間大雨情報)	避難指示	避難中の人は確実に避難を完了してください。まだ避難していない人は直ちに避難場所へ避難を始めてください。ただし、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での退避など安全確保を行ってください。
	土砂災害警戒情報	避難勧告	避難所または安全な場所へ速やかに避難を始めてください。
	大雨警報	避難準備情報 または自主避難	高齢者、病人、障がい者は、支援者と一緒に避難場所へ早めに避難を始めてください。非常持ち出し用品を用意するなど、いつでも避難できるように準備してください。
	大雨注意報	自主避難	必要に応じて避難場所に避難してください。避難場所は防災交通課または各総合支所総務民生課にお問い合わせください。避難中の食事や生活必需品はご自分で用意してください。

◆非常持ち出し品や備蓄品の準備

熊本地震の余震も断続的に発生しています。また、これから梅雨、台風シーズンを迎えます。万が一に備え、非常持ち出し品の準備や停電や断水に備えて3日分程度の水や食料の備蓄をお願いします。

【非常持ち出し品の例】

懐中電灯、携帯用ラジオ（乾電池）、持病の薬や処方箋、衣類、非常用食品、携帯ポンベ式コンロなど
【備蓄品の例】
 レトルト食品、カップラーメン、飲料水、給水用ポリタンク、紙皿、割り箸など



◆災害時は自助共助が大切

大規模災害発生時には、消防、警察、市役所などがすぐに稼働できるとは限りません。市民の皆様と「自分の命は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助共助の精神を持って行動しましょう。

加入できます。
 国民年金保険料納付を継続する場合は、国民年金基金の掛金を減口や一時休止を併用することで、負担を一時的に減らすことができ、国民年金基金の加入員資格も継続できます。

■被災者専用ダイヤルをご利用ください
 被災者専用フリーダイヤル(通話無料)
 ☎0120(5)58(6)56

■受付時間
 ▼(月) 午前8時30分～午後7時
 ▼(火)～(金) 午前8時30分～午後5時30分
 ▼(土)～(祝) 午前8時30分～午後5時30分

■熊本地震に係る国民年金基金の取り扱いにご注意ください

地震で被災し、住宅、家財、その他の財産について損害を受けた人がやむを得ず国民年金保険料の免除を受けた場合は、国民年金基金の加入資格は喪失します。しかし、国民年金保険料の免除が終了した月の翌月1日から1年以内に再加入の申し出を行った場合は、特別により以前加入していたときと同じ掛金で

国民年金本体	国民年金基金	今後の国民年金基金の対応
地震で被災し国民年金を止むる場合 国民年金を免除	免除を受けると資格喪失	免除が終了した月の翌月から1年以内に再加入の申し出を行った場合は、以前の掛金で再加入できる。
地震で被災したが国民年金保険料納付を続ける場合	国民年金基金も継続	国民年金基金の掛金負担が大変な時は口数の減口、掛金の一時停止ができる。その後、掛けられるようになったときに納付再開、掛金の増口が行える。また、掛金納期から過去2年以内なら遡及納付も可能。

■お問い合わせ
 熊本県国民年金基金フリーダイヤル
 ☎0120(65)4192